様式第三（第五十条関係）

登 　　録

フロン類回収業者　　　　　申請書

登録の更新

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ※登録番号 |  |
| ※登録年月日 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　　月　　日

　福井市長　あて

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人であ  る場合に記入すること。） | | | |
|  | (ふりがな)  氏　名 | | 役職名 |
|  | |  |
| 法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記  入すること。） | | | |
|  | (ふりがな)  氏　名 |  | |
| 住　所 | （郵便番号）  電話番号 | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理  人が法人である場合に記入すること。） | | | | | | |
|  | 名　称 |  | | | | |
|
| (ふりがな)  代表者  の氏名 |
| 住　所 | （郵便番号）  電話番号 | | | | |
| 法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者で  あり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） | | | | | | |
|
|  | （ふりがな）  氏　名 | | | | 役職名 | |
|  | | | |  | |
| 事業所の名称及び所在地 | | | | | | |
|  | 名　称 |  | | | | |
| 所在地 | （郵便番号）  電話番号 | | | | |
| 回収しようとするフロン類の種類 | | | | | | |
|  | ＣＦＣ | |  | | | |
| ＨＦＣ | |  | | | |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 | | | | | | |
|  | 設備の種類 | | | 能　　力 | | |
| 200g/min 未満 | | 200g/min 以上 |
| ＣＦＣ用 | | | 台 | | 台 |
| ＨＦＣ用 | | | 台 | | 台 |
| ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用 | | | 台 | | 台 |

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

　　　２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

　　　３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入す　　　　ること。

　　　４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

誓　　　約　　　書

（引取業・フロン類回収業用）

登録申請（変更届出）にあたり、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

また、申請書(届出書)に記載した者以外に引取業にあっては使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第４３条第１項第３号、フロン類回収業にあっては法第５４条第１項第３号に規定する役員はおりません。

なお、登録されるまでに、新たにこれらに該当する者がある場合はただちに届け出ます。また、登録後に欠格要件が判明し、又は欠格要件に該当するに至った場合には、登録を取り消されても異議申しません。

　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　福井市長　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

記

イ　精神の機能の障害により引取業又はフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産者で復権を得ないもの

ロ　法、フロン類回収破壊法もしくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ハ　引取業にあっては法第５１条第１項、フロン類回収業にあっては法第５８条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者

ニ　引取業者で法人であるものが第５１条第１項の規定により登録を取り消された場合又はフロン類回収業者で法人であるものが第５８条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にその引取業者又はフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

ホ　引取業にあっては法第５１条第１項、フロン類回収業にあっては法第５８条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ヘ　引取業又はフロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト　法人でその役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの